○国土交通省告示第五百八十三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16359	プジョー　ＡＢ　Ａ－Ａ75Ｆ01	プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	東京都渋谷区東３丁目16番３号ヒューマックスビル

○国土交通省告示第五百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年九月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－104Ｒ－000002	再帰反射材　Ｎｉｐｐｏｎ　Ｃａｒｂｉｄｅ　Ｉｎｄ．　93504	該当なし	日本カーバイド工業株式会社　東京都港区港南二丁目11番19号

○国土交通省告示第五百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－104Ｒ－000001	再帰反射材　Ｎｉｐｐｏｎ　Ｃａｒｂｉｄｅ　Ｉｎｄ．　93502	該当なし	日本カーバイド工業株式会社　東京都港区港南二丁目11番19号

○国土交通省告示第五百八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年一月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－104Ｒ－000003	再帰反射材　Ｎｉｐｐｏｎ　Ｃａｒｂｉｄｅ　Ｉｎｄ．　93505	該当なし	日本カーバイド工業株式会社　東京都港区港南二丁目11番19号

○国土交通省告示第五百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年一月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020228	突入防止装置　ＭＩＺＵＨＯ　ＭＤ08ＢＳ0－00	該当なし	株式会社瑞穂　愛知県豊川市三上町西六盃50番地
Ｅ43－58Ｒ－020229	突入防止装置　ＭＩＺＵＨＯ　ＭＳ08ＢＳ0－00	〃	〃

○国土交通省告示第五百八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年三月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＧＳ－1062	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　４ＬＥ２ＸＤＰＡ	吸入負圧：2.4kPa　排気圧力：12.0kPa	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第五百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年三月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2523	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＡＡ－２ＡＲＦＳＥ１	レクサス　ＤＡＡ－ＡＶＥ30	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
自Ｇ－2524	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ２ＧＲＦＳＥ12	レクサス　ＤＢＡ－ＧＳＥ31	〃
自Ｇ－2525	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ４ＧＲＦＳＥ10	レクサス　ＤＢＡ－ＧＳＥ30、レクサス　ＤＢＡ－ＧＳＥ35	〃

○国土交通省告示第五百九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年三月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－44Ｒ－040007	年少者用補助乗車装置　タカタ　ＴＫ04－037	該当なし	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号

○国土交通省告示第五百九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年三月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2518	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＨＢＤＤＫ６ＡＥ１	スズキ　ＨＢＤ－ＤＡ64Ｖ、マツダ　ＨＢＤ－ＤＧ64Ｖ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第五百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年三月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－78Ｒ－030002	二輪自動車等の制動装置　ヤマハ　ＲＨ03Ｊ	該当なし	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地